

学 則

神戸松蔭女子学院大学大学院学則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 神戸松蔭女子学院大学大学院（以下「本大学院」という。）は、聖公会キリスト教主義に基づく人格形成を根本方針とし、学部における教育・研究の基礎の上に、さらに高度にして専門的な学術の理論および応用を研究教授し、深い学識と高い研究能力・実践力を養い、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材を育成することを目的とする。

(自己点検および評価)

第 2 条 本大学院は、教育水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動その他の状況について自己点検および評価を行い、その充実改善に努めるものとする。

2 前項の点検項目および実施体制については別に定める。

(課 程)

第 3 条 本大学院に修士課程および博士課程を置く。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養うものとする。

3 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力およびその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(研究科・専攻)

第 4 条 本大学院に文学研究科を置き、次の専攻を置く。

(1) 英 語 学 専 攻（修士課程）

(2) 国語国文学専攻（修士課程）

(3) 心 理 学 専 攻（修士課程）

(4) 言 語 科 学 専 攻（博士課程）

(教育研究上の目的)

第 4 条の 2 文学研究科は言語と文化と人間心理を探求し、文化の創造的発展と人類の福祉に寄与する人材の育成を目的とする。各専攻の教育研究上の目的、人材育成に関する目的は以下のとおりとする。

(1) 英語学専攻（修士課程）

個別言語としての英語の性質の探求を通して、人間の言語の普遍的特性を求めるといふ、現代言語理論に則った研究を推進する。

また、これを基盤として、社会言語学、心理言語学、言語哲学、情報科学などの関連領域を探究し、人間の社会的特性、思考や習得のメカニズムに多角的なアプローチを試みる。本専攻が育成する人材は、国際性があり、研究に必要な情報を取得・処理・表現する能力および広く体系的な知識を持ち、自然科学・工学との対話が可能な人文科学の研究者および技能職業人である。

(2) 国語国文学専攻（修士課程）

日本語および日本文学を対象とし、日本語の変遷や我が国の伝統遺産である日本文学の実証的研究を中心とした研究を行う。

本専攻では過去から蓄積されてきた文献を主にした基礎的な研究を柱とするが、特に日本語学の領域では社会言語学など現代日本語の研究を推進すると共に、外国語との比較研究や日本語教育も重視する。本専攻が育成する人材は、体系的な知識を持つ研究者や国語教員、あるいは日本語を教授できる技能職業人である。

(3) 心理学専攻（修士課程）

ア 臨床心理学コースの教育研究の目的は、困難な現代を生きる人々に関する発達やパーソナリティの偏り、不適応などに関する臨床心理学の理論を習得させることである。人材育成に関する目的は、そうした理論に基づいた具体的援助技法や、その際に必要とされる態度・倫理を身につけた、心理

学的援助の専門家を育成することである。

イ 心理学コースでの教育研究の目的は、困難な現代を生きる人間心理が対象であり、実験や調査を用いた行動科学としての心理学に基づいた先端的な知識を学び、人間心理の一般的法則やしくみの解明について習得させることである。人材育成に関する目的は、研究者や実証的調査の専門家を育成することである。

(4) 言語科学専攻（博士課程）

自然言語の性質を言語科学分野の各領域から多角的に探求することにより、人間に固有の能力としての言語の普遍的特性を求める。

博士課程は一次的に研究者の養成を目指すものであるが、大学院教育の役割が多様化している現在、研究者以外の人材を生み出す可能性も求められていることを認識し、柔軟に対応する。本専攻が育成する人材は、研究分野について広く体系的な知識を有し、そのような知識を国際的な場で生かすことが可能な人文科学の研究者および専門家である。

(収容定員)

第 5 条 本大学院の収容定員は次のとおりとする。

(修士課程)

研究科	専攻	入学定員	収容定員
文学研究科	英語学専攻	5	10
	国語国文学専攻	5	10
	心理学専攻	10	20
計		20	40

(博士課程)

研究科	専攻	入学定員	収容定員
文学研究科	言語科学専攻	2	6
計		2	6

第 2 章 修業年限・学年・学期・授業期間・休業等

(修業年限及び在学年限)

第 6 条 修士課程の修業年限は標準 2 年とし、在学年限は 4 年とする。博士課程の修業年限は標準 3 年とし、在学年限は 6 年とする。ただし、特別な事情がある者については大学院委員会の審議を経て、その期間を延長することができる。

(学 年)

第 7 条 本大学院の学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 8 条 学年は次の 2 期に分ける。

前 期 4 月 1 日から 9 月 25 日まで

後 期 9 月 26 日から 3 月 31 日まで

(授 業 期 間)

第 9 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、原則として 35 週にわたるものとする。

(休 業)

第 10 条 休業日は次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
 - (3) 本学院記念日（9 月 17 日）
 - (4) 夏期休業（8 月 5 日から 9 月 25 日まで）
 - (5) 冬期休業（12 月 24 日から翌年 1 月 6 日まで）
 - (6) 春期休業（3 月 11 日から 3 月 29 日まで）
- 2 学長は前項に定める休業日を臨時に変更し、また臨時の休業日を定めることができる。
 - 3 休業日においても必要のある場合は授業を行う事がある。

(教育時間・時期の特例)

第 11 条 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期に、授業および研究指導を行うことができる。

第 3 章 教育方法・授業科目・履修方法等

(教育方法)

第 12 条 本大学院の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する研究指導によって行うものとする。

(授業科目・単位)

第 13 条 各専攻の授業科目、単位および履修方法は別表(1)のとおりとする。

(教職課程)

第 14 条 中学校教諭 1 種免許状および高等学校教諭 1 種免許状授与の所要資格を有する者で、当該免許教科に係る中学校教諭専修免許状および高等学校教諭専修免許状の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法および教育職員免許法施行規則に基づく所要の単位を修得しなければならない。

2 本大学院において修得することのできる免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	専攻	種類	教科
文学研究科	英語学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	英語 英語
	国語国文学専攻	中学校教諭専修免許状 高等学校教諭専修免許状	国語 国語

(公認心理師に関する科目)

第14条の2 心理学専攻において、公認心理師の受験資格を得ようとする者は、公認心理師法および同法施行規則に規定する所定の科目を修得しなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第 15 条 教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他大学院において修得した単位を、10単位を越えない範囲で、本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 単位認定の取扱いについては別に定める。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第 16 条 教育上有益と認めるときは、他の大学との協議に基づき、学生が当該大学の大学院の授業科目を履修することを認めることができる。これにより修得した単位は、10単位を越えない範囲で本大学院で修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学の大学院に留学する場合に準用する。

3 前2項の規定に基づく単位認定および留学の取扱いについては別に定める。

(他の大学院等における研究指導)

第 17 条 教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、1年を越えないものとする。

(単位算定基準)

第 18 条 各授業科目の単位数の算定基準は、神戸松蔭女子学院大学学則第13条を準用する。

(単位認定・評価)

第 19 条 本大学院において履修した科目の単位認定・評価は、試験および平素の成績により行う。

(試験)

第 20 条 試験は、学期末または学年末に筆記試験、口述試験、研究報告等により行う。

第 4 章 課程の修了および学位

(課程修了の要件)

第 21 条 修士課程の修了要件は、本課程に2年以上在学し、所定の授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 博士課程の修了要件は、本課程に3年以上在学し、所定の授業科目について8単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については2年以上在学すれば足りるものとする。

(論文審査等)

第22条 修士論文、博士論文の審査および最終試験の方法等については、別に定めるところによる。

(課程修了の認定)

第23条 課程修了の認定は、大学院委員会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第24条 学長は、課程修了の認定を受けた者に対し、神戸松蔭女子学院大学大学院学位規程の定めるところにより、学位を授与する。

第5章 入学・退学・休学等

(入学の時期)

第25条 入学の時期は毎学年の始めとする。ただし次に規定するものは学期の始めとすることができる。

- (1) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (2) 転入学、再入学の規定により許可された者
- (3) その他、特別の事情により学長が許可した者

(入学資格)

第26条 本大学院修士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を有する者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 大学に3年以上在学し、または外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと、本大学院が認めた者
- (7) その他、本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達する者

2 本大学院博士課程に入学することができる者は、次の各号の一に該当する者でなければならない。

- (1) 修士の学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (3) 文部科学大臣の指定した者
- (4) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達した者
- (5) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(入学試験)

第27条 前条の入学志願者について入学試験を行う。

(出願手続)

第28条 入学志願者は、第42条に定める入学検定料に添えて次の書類を所定の期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 出身大学学長記載の調査書
- (3) 写真
- (4) その他本学が必要と認める書類

(選考方法)

第29条 入学を許可する者の選考は、前条に規定する提出書類および筆記試験・口述試験による。

(入学手続)

第 30 条 入学検定試験に合格した者は、第42条に定める入学金その他の学費を添えて、誓約書・保証書を所定の期日内に提出し、その他本大学院所定の手続をとらなければならない。

第 31 条 保証書における保証人とは、独立の生計を営む者であって、確実に保証人としての責務を果たし得る者でなければならない。

(転入学)

第 32 条 他の大学院から本大学院に転学しようとする者は、欠員がある場合に限り、選考の上、これを許可することがある。

2 本大学院から他の大学院に転学しようとする者は、学長に願い出て許可を得なければならない。

第 33 条 (削除)

(休学)

第 34 条 病気その他やむを得ない事由により3カ月以上修学できないときは、その事実を証明する書類を添えて保証人連署の休学願を提出し、許可を得て休学することができる。

2 休学の期間は1年以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、引き続き許可を願い出ることができる。

3 休学できる期間は、通算して修士課程は2年、博士課程は3年を超えることはできない。ただし特別な事情があると認められる者についてはその期間を延長することができる。

4 休学期間は第6条の在学年数に算入しない。

第 35 条 病気その他の事由により長期にわたり修学ができないと認められるときは、休学を命ずることがある。

(退学)

第 36 条 病気その他やむを得ない事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて提出しなければならない。

2 退学に関するその他の規定は「学籍異動に関する取扱い規程」に定める。

(除籍)

第 37 条 次の各号の一に該当する者は除籍する。

(1) 休学期間が修士課程においては通算2カ年、博士課程においては通算3カ年を経過してなお復学または退学しない者。ただし、第34条第3項により期間の延長を認められた者は除く。

(2) 第6条に定める在学年限を越えた者

(3) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(4) 死亡した者

(復学)

第 38 条 休学期間が満了した者は復学となる。休学期間満了後も引き続き休学を希望する者は、休学延長願を提出し、許可を得なければならない。

2 復学に関するその他の規定は「学籍異動に関する取扱い規程」に定める。

(再入学)

第 39 条 所定の手続を経て退学した者が保証人連署の再入学願により再入学を希望するときは、これを許可することができる。

2 学費滞納による除籍者の再入学も前項に準ずる。

第 6 章 入学検定料・入学金・授業料およびその他の学費

(入学検定料)

第 40 条 本大学院に入学を志願する者は、第28条に定める手続と同時に入学検定料を納めなければならない。

(入学金その他の学費)

第 41 条 入学または転入学を許可された者は、入学金、授業料およびその他の学費を所定の期日までに納めなければならない。

第 42 条 前2条に定める入学検定料、入学金、授業料およびその他の学費の額、ならびに納入期日は別表(2)のとおりとする。

2 授業料の納入は所定の手続を経て分納とすることができる。

3 いったん納付した学費その他はいかなる事情があっても返還しない。

第 43 条 退学および転学しようとする者は、その期の学費その他を納付しなければならない。

第 44 条 休学期間中は、休学在籍料として半期につき 6 万円徴収する。その他は徴収しない。

(奨学金)

第 45 条 学業優秀者、その他本大学院の認めた者には、校納金の一部または全部に相当する奨学金を貸与または給与することができる。

2 奨学金についての規程は別に定める。

第 7 章 賞 罰

(表彰)

第 46 条 人物・学業ともに優れた学生は、これを表彰することができる。

(懲戒)

第 47 条 学則その他の規程に背き、もしくは本大学院の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為があると認められる者は、懲戒処分に付す。

2 懲戒に関する規程は別に定める。

(懲戒の種類)

第 48 条 懲戒の種類は、譴責、停学および退学とする。

2 前項の退学は次の各号の一に該当する者に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当な理由なくして出席常でない者

(4) 本大学院の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学期間が長期にわたる場合、停学期間は在学期間に含めない。

第 8 章 教員および運営組織

(教員)

第 49 条 本大学院の授業および研究指導は、大学院設置基準に規定する資格を有する本学の教員が担当する。ただし、兼任講師に授業の担当を委嘱することができる。

(研究科長)

第 50 条 本大学院研究科に研究科長を置く。研究科長は、研究科の学務を管掌する。

(大学院委員会)

第 51 条 本大学院に大学院委員会を置く。

(大学院委員会の構成)

第 52 条 大学院委員会は、学長および大学院授業担当の専任教員をもって構成する。

2 大学院委員会は、必要に応じて前項の構成員以外の者を加えることができる。

3 大学院委員会は、学長が招集し、その議長となる。

(大学院委員会の審議事項)

第 53 条 大学院委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学および課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、大学院委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

2 大学院委員会は、前項に規定するもののほか、学長がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、および学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

3 大学院委員会運営に関する規程は別に定める。

(事務組織)

第 54 条 大学院事務の執行は、大学の事務組織がこれにあたる。

第 9 章 研究施設等

(学生研究室)

第 55 条 本大学院に学生研究室を設ける。

(研究施設・設備)

第 56 条 学生は、大学の図書館等の研究施設・設備を利用することができる。

(福利厚生施設・設備)

第 57 条 学生は、大学の福利厚生施設・設備を利用することができる。

第 10 章 科目等履修生・委託生・研究生・外国人留学生および社会人入学生

(科目等履修生)

第 58 条 特定の授業科目の履修を希望する者があるときは、選考の上、科目等履修生としてこれを許可することができる。

2 科目等履修生がその履修した授業科目の試験を受け、合格した場合には、単位を与えることができる。

3 科目等履修生に関し必要な規程は、別に定める。

(委託生)

第 59 条 公の機関又は団体からの委託により、本大学院における特定科目の履修又は研究指導を願い出る者があるときは、選考の上、委託生として許可することができる。

(科目等履修生等に関する準用規程)

第 60 条 科目等履修生および委託生については、別に定める取扱規程のほかは、第 4 章を除き本学則を準用する。

(研究生)

第 61 条 本大学院における特定の課題について、研究を希望する者があるときは、本大学院の教育研究に支障のないかぎり、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は別に定める。

(外国人留学生)

第 62 条 本大学院に留学生として入学を志願する者があるときは、選考の上、入学を許可することができる。その選考については別に定める。

(外国人留学生に関する準用規程)

第 63 条 外国人留学生については、特別の規程のない限り本学則を適用する。

(社会人入学生)

第 64 条 社会人入学生に関する規程は別に定める。

第 11 章 学則の変更

(学則の変更)

第 65 条 この学則の変更は、大学院委員会の意見を聴き、常務理事会の審議を経て理事会で決定する。

附 則 本学則は、2004年 4 月 1 日より施行する。

本学則は、2007年 4 月 1 日より改正施行する。

本学則は、2008年 4 月 1 日より改正施行する。

本学則は、2011年 4 月 1 日より改正施行する。

本学則は、2014年 4 月 1 日より改正施行する。

本学則は、2015年 4 月 1 日より改正施行する。

本学則は、2018年 4 月 1 日より改正施行する。

別表 (2)

事 項	金 額		納 入 期 日
	修 士 課 程	博 士 課 程	
入 学 検 定 料	30,000円	30,000円	入 学 出 願 時
入 学 金	200,000円	200,000円	入 学 手 続 時
授 業 料	480,000円 (年額)	480,000円 (年額)	前・後期 2 回
教 育 充 実 費	40,000円 (年額)	40,000円 (年額)	前・後期 2 回
そ の 他 諸 費	10,000円 (年額)	10,000円 (年額)	前・後期 2 回

(注)心理学専攻の学生が臨床系の実験・実習科目を受講する場合、上記校納金の他に実験・実習費として50,000円(年額)、学外臨床実習委託費(スーパーヴィジョンおよび学外臨床実習)として50,000円が必要となる。

学則第48条第3項に関する細則

停学期間が長期にわたる場合の長期とは、60日以上をいう。